

## 香栄社『友の会』会員規約

### 第1条（目的）

本会は香栄社『友の会』の趣旨に賛同し入会した会員または会員の2親等以内の者（以下「会員等」という）が死亡した際、(株)香栄社（以下「当社」という）に葬儀施行の申込みをしたときは、会員等の遺族または相続人（以下「遺族等」という）に対し相互扶助の精神に基づき葬儀費用の割引、生前予約、各種相談サービスを提供することにより会員の利便を図り、会員の精神的・経済的負担を軽減することを目的とします。

### 第2条（会員の資格）

1. 本会の趣旨に賛同し「友の会」規約（会員規約）を承認し、所定の入会手続きを完了し、本会が入会を認めた方とします。
2. 入会できる年齢は、原則として満20歳以上の方とします。
3. 入会申込書に記入した内容に虚偽があったときは、入会を認めないことがあります。
4. 暴力団関係者及び反社会的勢力に属する方の入会は出来ません。（交友関係にあるものも含む）

### 第3条（入会手続き）

1. 入会の申込みは所定の入会申込書に必要事項を記入し署名捺印の上、第6条に定める入会金を納入していただきます。
2. 当社は入会申込書に基づき所定の契約手続きを行い、「友の会」の会員であることを証する「会員証」を交付します。
3. 葬儀施行に伴う割引対象となる方は、入会申込時に登録した名簿に上るものとします。
4. 会員の地位及び権利は、譲渡できないものといたします。

### 第4条（会員資格期限）

会員の資格は、1回の葬儀施行によって失効します。

### 第5条（告知義務違反による契約の解除）

1. 入会の申込みの際、申込者または会員が故意または重大な過失により入会申込書に事実を告知しなかったか、または事実でないことを記載した場合、契約は解除されます。
2. 会員が暴力団関係者又は反社会的勢力に属する場合は契約が解除されます。（交友関係にあるものも含む）

### 第6条（入会金及び入会金の払込み）

1. 入会金は1会員1口30,000円とします。
2. 入会金は、入会申込み時に当社に現金により一括払いとします。
3. 転居により葬儀の施行が受けられない時は、第三者への譲渡を認めます。

### 第7条（葬儀の施行及び特典等の適用範囲）

1. 会員等が入会日から起算して7日以降に死亡し、当社で葬儀を行ったときは、会員特典の150,000円を割引くものとします。但し、会員特典は葬儀費用（税抜）650,000円

以上の場合にのみ適用され 650,000 円 (税抜) 未満の葬儀費用については、その葬儀費用から 10%を割引くものとします。

2. 複数の会員等から同一の葬儀に対して葬儀施行の申込みがあったときは、一人の会員のみの特典行使が認められます。
3. 会員は法要時（葬儀当日の法要等は除く）の会館使用料の 20%を割引、初盆祭壇、提灯、供花及び海洋葬にて 10%割引の会員価格にて利用できます。

#### 第 8 条（葬儀の施行及び会員特典の適用範囲）

1. 葬儀施行及び会員特典の適用範囲は、会員本人及び入会時に登録された会員の 2 親等以内とします。

#### 第 9 条（葬儀施行の申込み及び特典の使用手続き）

1. 会員等が死亡し、当社に対し葬儀の施行を申し込むときは、必ず会員証を提示するものとします。
2. 特典の使用の際には「友の会」会員であること及び、会員番号を当社に通知することとします。

#### 第 10 条（会員の特典等）

会員等は第 7 条に定める特典を受けとることができるほか、会員等の希望により次の特典を受けることができます。

1. 「生前予約」制度の利用
2. 「法律・税務・各種手続き等の相談サービス」（ただし、相談サービスの内容によっては有料の場合もあります。）

#### 第 11 条（変更事項の届け出）

1. 会員は、入会申込書に変更が生じたときは、速やかに当社に変更事項を届け出るものとします。
2. 前項の変更届がなかった場合は、葬儀の施行及びその他の特典が受けられないことがあります。

#### 第 12 条（会員証の再交付等）

1. 会員は、会員証を盗難、紛失あるいは毀損した場合は再交付を受けることができます。
2. 再交付の旧会員証は無効となります。

#### 第 13 条（葬儀の施行及び会員の特典が受けられない場合）

次の場合は、第 7 条及び第 10 条に定める会員の特典は受けられないことがあります。

1. 入会申込みの際、申込者または会員が故意または重大な過失により入会申込書に事実を告知しなかったか、または虚偽の記載があったとき。
2. 会員であることが確認できないとき。
3. 天変地異等、特殊な事情により当社が葬儀の施行ができない状況が生じたとき。
4. 他の特典と併用するとき。

#### 第 14 条（クーリングオフ・入会申込みの取り消し）

入会を申し込まれた方は、入会申込書（控）を受領した日を含む8日間は、本会に対し書面により入会申込みの撤回をすることができます。その効力は書面（封書、ハガキ）を発送したときから生じます。この場合、入会申込みの方には一切費用負担はなく、また既に納入された入会金は遅滞なく全額返還します。8日間を過ぎた場合にはクーリングオフ・取り消しには応じません。

#### 第15条（解約及び払い戻し金）

この契約は加入者の申し出により解約することができます。入会金の払い戻しはクーリングオフの期間を過ぎた解約についてはありません。

#### 第16条（協議解決）

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは会員等と当社にて誠実に協議解決するものとします。

#### 第17条（個人情報の取扱いについて）

1. 個人情報は、入会申込書の発送、お客さまへのご連絡、入力後の問い合わせ対応のために利用いたします。
2. お客さまの同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供いたしません。
3. 個人情報の開示など（利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止）に関するご請求及び手続きなどのお問い合わせは、株式会社香栄社 本社 電話 092-662-4444 までお願いいたします。

#### 第18条（問い合わせ・相談窓口）

この契約についての問い合わせ及び相談窓口は当社にておこないます。

株式会社 香栄社 本社 / 〒813-0002 福岡市東区下原 1-12-20 電話 092-662-4444  
Fax092-661-7422